

仕 様 書

件 名	帳票「CN11 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（一般用・所得情報の市町村長確認同意表示有り）」
紙 質	1枚目 上質紙 A判 35.0kg 2枚目 ノーカーボン A60 3枚目 ノーカーボン C60 ブルー発色 ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	1枚目 両面刷：表3色（墨、赤、黄）、裏3色（墨、赤、黄） 2枚目 片面刷：表1色（墨） 3枚目 両面刷：表1色（墨）（減感処理あり）、裏1色（墨）
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	3枚＝1部 糊加工：左糊
梱 包	1箱＝1,000部。100部ごとに帯封すること。 箱の形状についてはA式によること。材質、寸法その他の梱包仕様については別添2のダンボール箱等仕様書のとおり。 ※梱包した外側2側面に帳票番号、帳票名、数量、製造業者名及び製造年月を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。2側面とは原則として、短辺及び長辺1箇所ずつである。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納 期	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 印刷内容は、別添3の見本を参照すること。 正式な原稿は、業者決定後に紙媒体及び電子媒体で提供する。 印刷原稿は、日本年金機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。 校正原稿は、紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：CN11_校正版_20261201）。 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の2か月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財Gから連絡する。 本帳票は、バーコードの印刷（バーコードは全て同一で、規格はcode 39。バーコードの規格については別添1「バーコードの規格について」

	<p>参照のこと。)を行う。バーコードは日本年金機構から電子媒体にて提供(様式コード及びバーコードサンプルを提供)する。また、契約期間の途中でバーコードの変更をする場合は、納期の2か月前までに連絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。番号は下記校正担当より原稿提供時に指示する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ① 作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ② 担当部署番号(4ケタ) ③ 通番(3ケタ) ④ 業者番号(A～Z)※同一帳票を複数社で作成する場合に使用 ・ 校了後、バーコード読み取りテストを実施するため、下記校正担当にテスト用帳票を10枚提出すること。テストの結果、位置等の調整を行う場合がある。(テストの実施には2～3週間程度要する。合格した後に本製品を作成すること。) ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、印刷用版下データ(テキストデータを識別できるPDFに変換したもの)を日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。(例:CN11_校了版_20270410)。 ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプルを10部ずつ下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年11月13日(金)16時00分までに「質問書」(任意様式)により、下記校正担当宛てに提出すること(FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと)。回答については、令和8年11月27日(金)18時00分までに行う予定。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構国民年金部国民年金業務G 電話番号:03-5344-1100(内線:3343) 担当:稲田・南端 FAX番号:03-6892-0758</p>

バーコードの規格について

- ・現在経過管理システムでは、全ての帳票でcode39という規格のコードが使用されています。code39の規格は、下記を参考としてください。

◆画像におけるバーコードサイズ仕様

【前提】画像解像度：300dpi

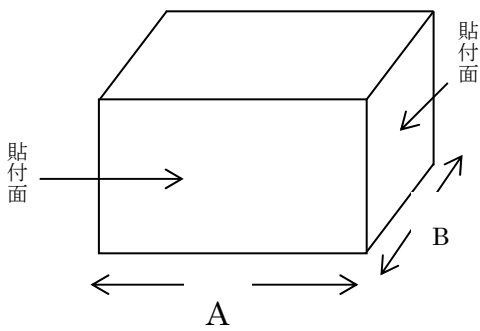
画像ファイル形式：JPEG または TIFF



ダンボール箱等仕様書

作成単位が「箱」である帳票等を梱包するダンボール箱については、次の仕様に従って作成し、A式はテープで留め、C式はPPバンドで締める等、蓋が開かないように梱包すること。

また、作成単位が「箱」以外の帳票等であっても、納品に際してダンボール箱で梱包し納品する帳票等は、ビニール包装して、この仕様書に沿ったダンボール箱を使用すること。納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのないよう留意すること。

サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール箱のサイズは帳票の製品サイズに対し、各辺約10mm加算した内寸とする。 	(例) 16インチ×13インチ×7インチ3/4の帳票 ↓ ↓ ↓ 417mm×341mm×207mmの内寸 (各辺約10mmプラス)
材 質	(基準材質) ・KライトーK6 220g/m ² ・中芯：SCP180g/m ²	材質については、左に挙げた材質を基準に、それ以上の強度が得られる材質に用いること。
ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 箱の2面に右の内容を示したラベルを必ず貼る。 (箱の側面に貼ること。)  <p>(A > B) であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きさ 貼付け面面積2分の1以上の大きさとし、利用できる最大の文字サイズを利用すること。 	(ラベル内容) ① 帳票番号 ② 帳票名 ③ 課所コード・拠点名 (記名入帳票のみ) ④ 数量 ⑤ 製造業者名 ⑥ 製造年月 (目安) ・ラベルの大きさはB列5判程度 ・文字サイズは30～40ポイント程度をその表記する内容により使い分ける。
包装	可塑剤含有しない耐透明フィルムを使用する。	ポリエチレン系または、ポリプロピレン系で包装する。

国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

見 本

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（**一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。**）

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 32万円

②納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

- ①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額（国庫負担分が反映）されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。
- 免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

【申請時の注意点】

＜免除等が申請できる期間＞

- 過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
 - 将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。
- ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書をご提出ください。（免除等の1年度＝7月～翌年6月）

例：令和8年7月に、令和6年6月から令和9年6月までの期間を申請する場合、次の4枚の申請書が必要です。

- ①令和 5年度分（令和 6年6月～令和 6年6月） ②令和 6年度分（令和 6年7月～令和 7年6月）
- ③令和 7年度分（令和 7年7月～令和 8年6月） ④令和 8年度分（令和 8年7月～令和 9年6月）

なお、この例の場合は、令和6年5月以前は時効により申請できません。

※過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害基礎年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

＜添付書類＞

- 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、**証明書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）**を添付してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- その他、必要な添付書類は、本人控の裏面にある「2. 添付書類について」をご確認ください。
- マイナンバー（個人番号）により申請する際は、添付書類が必要になります。**
必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー（個人番号）により申請する際の添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所（郵送による提出も可能）です。
- なお、3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ、「本人控」を返送します。

スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル

検索

<https://myrna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構
ホームページをご確認ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



【申請書提出後の注意点】

審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。

また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所等を含む)および日本年金機構に委託します。

〒123-4567

住所: 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

日本年金機構HP(<https://www.nenkin.go.jp/>)に国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※)

・提出年月日をご記入ください。

・住民票の住所をご記入ください。

申請前に、記入漏れ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入漏れや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めでご記入ください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 電話番号	①. 自宅 ②. 携帯電話 ③. 勤務先 ④. その他	XX - XXXX - XXXX
③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	⑤. 昭和 ⑦. 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	⑤. 昭和 ⑦. 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)をご記入ください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等をご記入ください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日をご記入ください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日をご記入ください。 令和8年1月1日アメリカ合衆国から転入 令和8年4月1日世帯主変更 前世帯主 国年 良子 (配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号(XXXX - XXXX - XXXX)			

配偶者および世帯主について

今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主をご記入ください。

過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主をご記入ください。

世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。

配偶者については、別世帯であってもご記入ください。この場合、別世帯配偶者の個人番号を「⑧特記事項」欄の配偶者の個人番号欄にご記入ください。

「⑧特記事項」欄

例: 「⑩申請期間」欄が令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月)の場合、令和8年1月1日時点での海外居住についてご記入ください。

⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「x」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄にご記入ください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	令和 〇〇 年度分				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人)・なし 配偶者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人)・なし 世帯主: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(2人)・なし				
⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者: 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: ①. 失業 令和 〇〇年 〇月〇〇日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除等区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、.....を○で囲んでください。 2. 1を希望したうえで、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望しない場合は、.....を○で囲んでください。				
⑭ 備考	例1: 失業などに関する証明書類提出済 例2: 失業後の期間に限り申請				

「⑫特例認定区分」欄

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入し、証明書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。

災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○をご記入ください。

生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市(区)町村の国民年金の担当窓口にご相談ください。

「⑬継続希望」欄

「継続希望1.」においては、全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。(希望した場合は、翌年度以降に改めて申請する必要はありません。)

「継続希望2.」においては、納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。

継続希望1および2について希望しない場合のみ.....に○をご記入ください。

※ 全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金額に反映されません。

※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑭備考」欄

3枚目(本人控)裏面の注意事項の1. (5)をご参照のうえ、該当する場合にご記入ください。

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合で、「⑫特例認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、例1のようにその旨をご記入ください。

申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、例2のようにその旨をご記入ください。

※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。(失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入してください)

「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨をご記入ください。

(例: 4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑨免除等区分」欄

審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄

免除・納付猶予を希望する年度をご記入ください。

免除・納付猶予での年度は、7月から翌年6月までです。

(例: 令和8年度分)

⇒令和8年7月分～令和9年6月分

なお、令和8年度分は、令和8年7月以降に申請することができます。

過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
令和5年度分	令和5年7月～令和6年6月	令和4年中の所得
令和6年度分	令和6年7月～令和7年6月	令和5年中の所得
令和7年度分	令和7年7月～令和8年6月	令和6年中の所得
令和8年度分	令和8年7月～令和9年6月	令和7年中の所得

「⑪16歳以上19歳未満の扶養親族」欄

被保険者本人、配偶者、世帯主の方が、免除・納付猶予申請年度の前年12月末日時点において、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は「あり」、いない場合は「なし」に○をご記入ください。

「あり」に○を記入した場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数をご記入ください。

様式コード			
4	6	3	5

見 本



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

<p>日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日</p> <p>以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。</p> <p>〒 -</p> <p>住所： _____</p> <p>被保険者氏名： _____</p>	指定全額免除申請事務 取扱者	市区町村	日本年金機構
---	-------------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めでご記入ください。

A. 基本情報	① 個人番号 （または基礎年金番号）		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	- -
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）をご記入ください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等をご記入ください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日をご記入ください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日をご記入ください。			
(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (- -)					

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄にご記入ください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	令和 年度分				
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者： 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 配偶者： 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 世帯主： 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし				
	⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者： 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者： 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主： 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
	⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、 を○で囲んでください。				希望しません
⑭ 備考	2. 1を希望したうえで、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、 を○で囲んでください。				希望しません	

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 - 住所：_____ 被保険者氏名：_____	指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構
--	---------------	------	--------

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	-
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）をご記入ください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等をご記入ください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日をご記入ください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日をご記入ください。 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (- -)			

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄にご記入ください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	令和 年度分				
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし				
	⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、 を○で囲んでください。 希望しない場合は、 を○で囲んでください。					
⑭ 備考						

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。

1. 記入について

- (1) 黒ボールペン等でご記入ください。
- (2) **配偶者(別世帯の配偶者を含む)**および**世帯主**(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)がいる場合は、その氏名を必ずご記入ください。
なお、過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主をご記入ください。
＜申請対象期間の末日は次のとおりです＞
令和5年度分の申請については、令和6年6月30日時点
令和6年度分の申請については、令和7年6月30日時点
※ 令和7年度分の申請については、令和8年6月30日時点
(令和8年7月1日以降に申請する場合)
- (3)「⑧特記事項」欄には、次の①から③に該当する場合に、その内容をご記入ください。
 - ① **配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)をご記入ください。**
 - ② **申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日をご記入ください。**
また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日をご記入ください。
 - ③ **「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日をご記入ください。**
- (4)特例認定について
 - ① 失業したこと等により申請するときは、「⑫特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入のうえ、該当年月日と雇用保険加入の有無をご記入ください。
(配偶者または世帯主が失業したこと等により申請する場合も、同様に記入ください。)
 - ※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について免除等を申請することができます。
ただし、他の事由による申請と同様に翌7月を超える将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 - ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請するときは、市区町村窓口または年金事務所に相談ください。
- (5)「⑭備考」欄には、次の①から③に該当する場合に、その内容をご記入ください。
 - ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請するときは、その名称および受給開始年月をご記入ください。
 - ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請するときは、「保護受給」とご記入ください。
 - ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日をご記入ください。
ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者がなくなった。
イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
ウ ハンセン病療養所または国立療養所を退所した。
- (6)配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。

2. 添付書類について

- (1)失業したこと等により申請するときに、雇用保険の被保険者であった方は、**失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離脱票等のコピー**を添付してください。
また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。(※②から⑤については、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)
- ① **総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー**
- ② **履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書**
- ③ **税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー**
- ④ **保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)**または**廃止届証明書**
- ⑤ **その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類**
なお、過去に同一の失業などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- (2)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、**その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー**、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、**受給資格者証のコピー**を添付してください。
- (3)基礎年金番号を記入して申請する場合は、基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳(氏名の記載ページ)のコピー等を添付してください。

3. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について

- (1)「⑬継続希望」欄の1. においては、全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。
「⑬継続希望」欄の2. においては、納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。

- ※ 翌年度(7月～)において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。
- ※ 継続申請を希望される方は、審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託することになります。
- ※ 「⑬継続希望」欄の2. を希望した翌年度以降に全額免除が承認された場合には、その次年度以降には全額免除のみの審査を行い、全額免除に該当しなかったときには、却下処分となります。
その際には、改めて一部免除や納付猶予の申請が必要となります。
- ※ 左記1. (4)の①・②、(5)の①から③、(6)の所得審査によらない事由により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となった場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度の7月以降に改めて申請が必要となります。
なお、(5)の②については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていれば、継続申請を希望できる場合があります。
- (2)翌年度以降における継続申請の審査結果は審査後に通知します。
また、承認後、免除等の取消を申請することができます。
なお、申請した日の前月以降の期間が対象となります。
- (3)**継続申請をしている方が、婚姻、離婚、配偶者が亡くなった等、配偶者の状況に変更があった場合は「国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届」の提出が必要です。**
事実発生日から14日以内に届書の提出を行ってください。

4. 一部免除の承認を受けた期間について

4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

5. 免除等の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部保険料が納付済みの場合に限り)は、10年以内であれば申出により免除された保険料をあとから納付すること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。
ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。
また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち、先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

6. 留意事項

- (1)**申請後、おおむね2～3ヵ月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。**
それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2)申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日充当または還付します。
申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
- (3)申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要です。
納付書がない場合は、年金事務所でも再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (4)免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例を申請してください。
- (5)申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出をお願いすることになります。
その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。
- (6)口座振替を利用されている場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。
承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。
- (7)**修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。**

※ 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった方へ

この免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれに該当するか確認の上、必要なご連絡等をお願いします。

- (1)審査結果(承認・却下通知)が日本年金機構(年金事務所等)から届く前に変更があった場合で、
 - ① 結婚や世帯主変更(父母等と同居を開始など)の場合
⇒連絡は不要です。申請を取上げる時はご連絡ください。
 - ② **離婚や世帯分離(父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなどの場合)**
⇒年金事務所へご連絡ください。
- (2)審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査(却下⇒再審査、一部免除⇒全額免除、納付猶予⇒全額免除等)を希望される場合は、再度申請してください。
なお、免除を希望しなくなったときは免除等の取消を申請してください。

※ 第1号被保険者でなくなった場合

免除等の承認後に第2号被保険者(会社員等)や第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)となった場合または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。
ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができますので、ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

※ マイナンバー(個人番号)により申請する際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカード(個人番号カード)**をご提示ください。

お持ちでない場合は、以下の①および②をご提示ください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類:**個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)**

②身元(実存)確認書類:**運転免許証、パスポート、在留カードなど**

月別納品数量内訳

物品番号

CN11

単位： 箱（1000セット/箱）

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量					
2027年4月9日	2027年5月10日	2027年6月10日	2027年7月9日	2027年8月10日	2027年9月10日
5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分
149	84	2,210	342	406	210

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量						
2027年10月8日	2027年11月10日	2027年12月10日	2028年1月11日	2028年2月10日	2028年3月10日	2027年4月納品 ～2028年3月納品 合計
11月使用分	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分	
169	163	168	136	92	845	4,974

○各期毎の予定数量（0の場合も含む）は増減することがある。

○確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）

○上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。

○原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるので留意すること。